

奈良県告示第七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定により指定した奈良県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消した。

なお、昭和四十六年十月奈良県告示第三百二十一号（奈良県収納代理金融機関の指定）は、平成三十年八月二十一日限り廃止する。

平成三十年八月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納代理金融機関の名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

二 取扱業務

県歳入の収納

三 取消年月日

平成三十年八月二十一日